

法令解説

自動車交通事業法並に同法附屬命令の 改正に就て

内務省國土局道路課　伴　純　夫

目次

- 一、はしがき
- 二、自動車交通事業法の改正
- 三、同法施行令の改正
- 四、同法施行規則の改正
- 五、同法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件の改正
- 六、むすび

第八十一議會を通過した改正自動車交通事業法は、法律第五十五號を以て去る三月十二日公布され、爾來當局は之が施行に必要なる附屬命令の改正準備に銳意努力の結果、八月六日關係三勅令を、同月十三日關係五省令を夫々公布するに至り、何れも同月十五日より施行さるゝに至りました。

此等の諸法令の全般に亘り、改正された大要を記し大方

の御参考に供したいと思ふが、紙數の都合で本法、施行令、施行規則及法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件に止め記すこととした。ことの順序として蛇足の様ではあるが、先づ自動車交通事業法の改正要點に就き一應説明し、以下順を逐つて簡単に此等諸法令の改正要點に就き説明したいと思ふ。

二、自動車交通事業法の改正

本法の改正の要點を一言にして言へば、戦時陸運の非常體制確立を目指として、自動車特に貨物自動車に依る輸送の確保徹底を圖り、國內資源の増産其の他と相俟つて、戦力を飛躍的に增强し、以て大東亜戦必勝の一翼たらんとするにある。

右趣旨に基き改正された要點に就き説明すれば次の通りである。

第一 貨物自動車運送事業の範囲を擴大すると共に、之が權限を鐵道大臣に所屬せしめたることである。即ち舊法迄於ては「貨物自動車運送事業トヘ一般ノ需用ニ應ジ自動

車ヲ使用シテ物品ヲ運送スル事業ヲ謂フ」(舊法第十六條ノ二)となつてゐたのを、新法では「貨物自動車運送事業トハ他人ノ需用ニ應ジ自動車ヲ使用シテ物品ヲ運送スル事業ヲ謂フ」(新法第十六條ノ一)と改め、特定の荷主の需要にのみ應する事業と雖も、苟くも他人の需要に應する事業たる以上、本法に所謂貨物自動車運送事業として免許を必要とすることに改め、之と共に從來原則として地方長官の

權限に屬してゐた區域貨物自動車運送事業を鐵道大臣自らの權限とし(舊法第十六條ノ三、施規則第四十九條、新法同)、以て自動車運送事業一般に關する綜合計畫樹立に便ならしむると共に、事業の育成指導等に對しても遺憾なきを期した次第である。

第二 鐵道大臣又は地方長官は貨物自動車運送事業者に對し運送の實施命令を爲し得ることとした點である。即ち「主務大臣又は地方長官ハ物資輸送ノ確保ヲ期スル爲必要アリト認ムルトキハ貨物自動車運送事業者ニ對シ運送品ノ種類、數量、運賃其ノ他ノ運送條件ヲ定メ運送ヲ命ズルコ

トヲ得」の條項を新に第十六條ノ六第三項に規定した。從來としても公益上必要があれば、事業者に對し事業の改善命令を發し得る規定（舊法第十六條ノ六第一項）はあつたが、特定の運送を行はしめ得る規定を缺いてゐたので、前記の通改正し、軍事上、生産擴充上或は生活必需物資の圓滑上特定物資を輸送せしむる要ある場合、之が運送を命じ得る規定を設けたのである。尙本命令に依り運送に從事したるゝので、之が補助金の制度を設くべきことは當然で、右に關する規定としては法第十六條ノ七、施行令第九條ノ三、運送事業者補助規則第三條、第十三條等である。

第三 貨物自動車運送事業者並に組合に對する補助金制度の改正である。即ち（イ）從來貨物自動車運送事業者に對しては、「貨物自動車ノ整備ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキ」補助金を交附することを得ることとなつてゐたが（舊法第十六條ノ七、施行令第八條乃至第十條）、新法は「貨物自動車運送事業ノ施設ノ整備ヲ圖ル爲其ノ他特別ノ事情ニ

依リ必要アリト認ムルトキ」に改め（新法第十六條ノ七、施行令第八條乃至第九條ノ三及第十條）、補助金交付の対象を著しく擴大したことである。新法に所謂「其ノ他特別ノ事情ニ依リ必要アリト認ムルトキ」と謂ふのは、前述した運送實施命令に従つた爲、著しく事業の益金を減少したり、損金を増大したりした場合等が該當するのである。（ロ）次に組合補助は、從來は府縣組合に對してのみ補助して來たのであるが（舊法第十六條ノ二十八、運送事業組合補助規則、第一條）、新法は聯合會に對しても補助金制度を認め（新法第十六條ノ二十七、第十六條ノ三十七、運送事業組合補助規則、第一條）、以て政府に對する協力機關としての任務完遂を容易ならしめたのである。

第四 自動車運送事業組合及同聯合會に關する規定を、全面的に改正したことである。即ち（イ）組合及聯合會は、自動車運送事業の總力を最も有效地に發揮せしむると共に、國策の遂行に協力することを目的とすることに改められたこと（舊法第十六條ノ十、第十六條ノ三十一、新法第十六

條ノ十、第十六條ノ三十一)、(ロ) 従來組合の設立は任意設立主義であつたのを、鐵道大臣の命令に改められたこと(舊法第十六條ノ十二、新法第十六條ノ十三)、(ハ) 聯合會長は鐵道大臣の任命、組合の理事長は鐵道大臣の認可を受け地方長官の任命することとしたこと(新法第十六條の三十五、第十六條ノ十八)、(ニ) 組合及聯合會の目的を達成する爲、聯合會々長及組合理事長の會員又は組合員に對する統制其の他の權限を強化したこと(舊法第十六條ノ三十、第十六條ノ十八、新法第十六條ノ三十七、第十六條ノ二十一)、(ホ) 聯合會に評議員制度を設け會長の諮問機關としたこと(新法第十六條ノ三十四)、(ヘ) 其の他事業の整備運用等に關し、必要なる諸規定を整備したこと等である。

三、自動車交通事業法施行令の改正

本施行令は、前述自動車交通事業法の改正に伴ひ、去る八月六日勅令第六百六十四號を以て公布され、同月十五日より施行さるゝに至つたのであるが、之が改正要點は次の通である。

第一 舊施行令第二條第一號を、法第四條(旅客自動車運輸事業經營ノ免許)の規定に依る免許の場合と、法第六條ノ三(貨物自動車運送事業經營ノ免許)の規定に依る免許の場合とを區別して規定したこと(新施行令第二條第一號、第一號)、即ち曩に一言した通り貨物自動車運送事業の範圍が擴大せられ、從來の區域貨物自動車運送事業及特定貨物自動車運送事業(特定人の需要に應する事業)に關する權限をも、原則として鐵道大臣に所屬せしめられた爲、鐵道大臣に於て右の中區間貨物自動車運送事業の經營の免許を爲さんとするとき、内務大臣への協議事項として號を分ち明記した迄で、從來の規定の趣旨が變つた譯ではない。第二 貨物自動車運送事業の事業計畫の變更中「事業區間ノ新設又ハ變更」の認可を爲さんとする場合、新に内務大臣への協議事項としたこと(新施行令、第二條第三號)。即ち貨物自動車運送事業の計畫變更中、事業區間を新設したり、變更するが如きは、其の實質、特定の道路又は通路を常用する點に於て、自動車運輸事業と何等異なる處がない

ので、鐵道大臣が認可を爲さんとする場合は、内務大臣への協議事項としたのである。蓋し當然の措置と認めらる。

第三 鐵道大臣に於て「公共團體ニ對シ自動車交通事業法第十六條ノ六ノ規定ニ依ル處分」を爲さんとするときを「公共團體ニ對シ自動車交通事業法……第十六條ノ六第一項第二項……ノ規定ニ依ル處分」を爲さんとするときに改めたこと。即ち法第十六條第三項は、運送命令の規定で、今回新に制定されたのであるが、特に此の場合、新に協議事項としなかつた理由は、公共團體にして貨物自動車運送事業を經營するが如きことは、現在の處想像し得ないからである。假に將來公共團體に於て貨物自動車運送事業を經營するの要あるに至つた場合は、勿論協議事項として本令の改正を見る事とであらう。

第四 貨物自動車運送事業者に對する、補助金交付の對

象を擴大したこと。即ち事業者に對する補助金は施設、修繕及運送命令に重點を置き、(イ)輸送上必要なる施設の取得、建設又は改良を爲したるときは、其の費用の三分の一

以内を限度とし(令第八條、第九條、第十條、運送事業者補助規則第一條、第十三條)、(ロ)貨物自動車の修繕を爲したるときは、其の費用の一部を(令第八條、第九條ノ二、第十條、運送事業者補助規則第二條、第十三條)、(ハ)法第十六條ノ六第三項の規定に依る運送に從事したる爲、益金が減少し又は損金が増大したるときは、鐵道大臣の定むる處に従ひ(令第八條、第九條ノ三、運送事業者補助規則第三條、第十三條)、夫々補助金を交付し得ることとしたのである。

四、自動車交通事業法施行規則の改正

本法並に關係勅令の改正に伴ひ、本規則も亦他の關係省令と共に、去る八月十三日鐵道、内務省令第一號を以て公布され、同月十五日より施行さるゝに至つたのであるが、之が改正要點は次の通りである。

第一 第一章旅客自動車運輸事業に關しては、(イ)事業經營の免許申請書及事業譲渡の許可申請書(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、自動車道事業に付亦同じ)

の添附書類中、「公共團體ニシテ……ニ付議會ノ決議ヲ要スルトキハ其ノ決議要領書」を創つたこと（規則第一條第二項第三號、第十九條第二項第四號）。右は曩に市制及町村制の改正に依り、市會又は町村會の議決すべき事件中、「市費又へ町村費ヲ以テ支辨スペキ事業ニ關スル事」といふ條項が削除せられた爲、從つて本規定も之に應じ削除せられたのである。（ロ）届出事項中、事業計畫ノ變更（規則第九條）、専用自動車道ノ工事方法ノ變更（規則第十七條）、事業者ニ關スル變更（規則第三十條）の全部又は一部を地方長官への届出事項としたこと。（ハ）鐵道大臣の權限中管理ノ委託及受託ノ變更認可（規則第二十五條）、共同經營及同變更ノ認可（規則第二十八條）を樺太廳長官の權限としたこと。

第一 第二章旅客自動車運送事業に關しては、管理の委託及受託に關する手續規定を制定したこと（規則第四十一條ノ一乃至第四十一條ノ四）。

第二 第二章旅客自動車運送事業に關しては、管理の委託及受託ノ變更（規則第六十九條ノ三）を認め。（ホ）鐵道大臣の權限ノ委託及受託ノ變更認可（規則第六十二條第四項）、共同經營及同變更ノ認可（規則第六十五條）を樺太廳長官の權限としたこと等である。

第三 第三章貨物自動車運送事業に關しては、（イ）事業計畫の記載事項を改めたこと。即ち事業種別を普通貨物自

動車運送事業（從來の區間及區域貨物自動車運送事業に該當）及特定貨物自動車運送事業の二種に分ち、其の他車輛の適正配置を期する爲、車輛數の配置、概要を記載せしめ、小運送業兼業者には、特に其の取扱驛、運賃、料金等を明記せしめたこと（規則第四十九條）。（ロ）事業計畫變更の認可申請中、事業區間を新設し又は變更せんとするときは、同時に其の副本を内務大臣に提出すべき旨を新規定し（規則第五十三條第四項、第五十三條ノ一）。（ハ）届出事項中事業計畫ノ變更（規則第五十四條）事業者ニ關スル變更（規則第六十九條）の一部を地方長官への届出事項としたこと。（ニ）地方長官に於ても公益上必要なる事業の改善命令（規則第六十八條）、運送命令（規則第六十九條）を發し得る旨を規定し。（ホ）臨時ノ必要アル場合ノ車輛配置ノ變更（規則第六十九條ノ三）を認め。（ホ）鐵道大臣の權限ノ委託及受託ノ變更認可（規則第六十二條第四項）、共同經營及同變更ノ認可（規則第六十五條）を樺太廳長官の權限としたこと等である。

第三 第四章自動車交通事業組合及同聯合會に關しては
本法並に關係勅令の改正に伴ひ監督規定の整備を圖り全般
的に之が改正を見たのである。

第四 自動車道事業に關しては、(イ)届出事項中、事業
計畫ノ變更（規則第百八條）工事方法ノ變更（規則第百十
六條）、營業者ニ關スル變更（規則第百二十三條）の全部又
は一部を地方長官への届出事項としたこと。(ロ)内務、鐵
道兩大臣の權限中、會社ノ發起人ノ加入、脫退ノ認可（規
則第百七條）を権太廳長官の權限としたこと等である。

第四 第六章雜則に關しては、(イ)自動車運送事業組合

が組員の業務其の他を検査せしむる場合の携帶する證票
の様式を新に規定したこと（規則第百三十五條）。(ロ)鐵
道局長への副本提出を最少限度に止め業者の事務簡素化を
圖つたこと（規則第百三十六條）。(ハ)自動車による小運
送業と貨物自動車運送事業との錯綜してゐた關係を整理し
た結果、小運送業に貨物自動車を使用する場合には、別に
貨物自動車運送事業の免許を要することとなつたので、各

關係官廳間の連絡調整を圖る旨の規定（規則第百三十五條
第三項、第百三十七條第三項）を設くると共に組合に關す
る登記、其の他特定事項に關しては鐵道局長に届出（規則
第百三十六條第四項）べき旨の規定を設けたこと。

尙右に述べた外一般的に書類の届出先を明にし（規則第
百三十八條ノ二）、地方長官書類の進達に當つては意見を附
すべき旨（規則第三十條ノ二、第六十九條ノ四、第百二十
三條二）を明定したこと等である。

五、自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依 ル職權委任ニ關スル件の改正

本命令も、前述した關係附屬省令と共に、去る八月十三日
鐵道内務省令第一號を以て公布され、同月十五日より施行
さるに至つたのであるが、之が改正要點は次の通りである。
第一 旅客自動車運輸事業に關する地方長官の職權を整
理し、從來地方長官に委任されてゐた（イ）事業計畫の變
更申増車、新車による車輛の代替。（ロ）事業の廢止。（ハ）
會社會散ノ決議又は總社員ノ同意等に關する事項を、鐵道

大臣の権限に改むると共に。(ハ)從來鐵道大臣の権限であつた、國道及指定府縣道の新設、改築に因る事業の一部廢止の部分に代るべき路線に依る事業の經營に關する権限を

地方長官に委任したこと(令第一條)。

第二 貨物自動車運送事業に關する職權は、前述した通、從來は大部分の職權が法律上地方長官に屬してゐたのが、

今回の法律改正の結果、鐵道大臣の権限に屬することとなつたので、更に一部即ち事業計畫ノ變更、事業開始期限ノ伸長、事業ノ休止等に關する職權を、旅客自動車運輸事業に準じ新に規定すると共に、事業ノ停止に關する事項は、地方長官に於ても之を行ふことを得る旨新に規定されたこと(令第三條)。

第三 組合の監督に關する職權の一部を、地方長官又は

鐵道局長に新に委任したこと(令第六條、第十一條)。

第四 樺太廳長官に對しては、樺太の特異性に鑑み旅客自動車運輸事業、貨物自動車運送事業及自動車道事業に關し、地方長官の委任事項を更に擴大し委任したこと(令第

八條、第九條)。

第五 一定の公益命令に關し地方長官に於ても亦之を行ひ得る旨の規定を設けたこと(令第十條)。

第六 地方長官又は鐵道局長が、委任事項に關する職權を行使せんとする場合、若は行使せる場合關係鐵道局長又は關係地方長官に商議若は報告すべき旨の規定を設けたこと(令第十三條、第十四條、第十五條)等である。

六、むすび

以上自動車交通事業法、同法施行令、同法施行規則及同法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件に就ての改正要點を、概括的にその大體を説明致した積りであります
が、考へておつた各條解説、組合令其の他前記以外の關係諸法令に就ての、説明を爲し得なかつたことを遺憾とす
る次第であります。大方に何等かの御参考ともなれば望
外の幸せであります。

戰局愈々苛烈の度を加へ、決戦につぐ決戦の連續の秋銃後を護る我等一億、總力をあげて、此の非常時に處する政府の意圖する指針を飽く迄堅持し、以て戰時陸運體制の確立に協力しようではありませんか。(終り)